

がんばる高校生応援金給付事業実施要綱
(村山市高校生等就学応援金)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもたちが安心して勉学に打ち込める環境づくりを推進するため、がんばる高校生応援金（村山市高校生等就学応援金）（以下「応援金」という。）を保護者に給付することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等と振興に寄与することを目的とする。

(対象者及び受給資格)

第2条 応援金の給付を受けることができる者は、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）及び専修学校高等課程（「高等学校等就学支援金に関する法律」（以下、「法」という。）第2条に規定する学校）（以下、「高等学校等」という。）に在籍している者（以下「対象者」という。）で、受給資格は次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 対象者及びその保護者とも給付を受けようとする学年度の4月1日（以下「基準日」という。）現在において本市の住民基本台帳に記載され、かつ現に居住しており、法第3条に規定する受給資格に該当すること。ただし、対象者が学校へ通学するための寄宿等の理由により市外に転出した場合の住所要件はこの限りでない。

(2) 市税等を滞納していないこと。

(応援金の額)

第3条 応援金の額は、対象者1人当たり1学年度50,000円とする。

(給付の方法)

第4条 応援金の給付は、申請に基づいて行う。

2 前項の申請は、対象者の保護者（以下「申請者」という。）が直接行うものとする。

3 第1項の申請は、給付を受けようとする学年度の11月20日までに応援金給付申請書（様式第1号）により、市長に提出しなければならない。

4 市長は、申請者に対し第2条の要件を確認するために必要な資料の提出を求めることができる。

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容及び添付書類を審査し、応援金を給付するか否かを決定する。

2 市長は、当該年度 12 月に応援金を給付する。

(変更の届出)

第 6 条 応援金の給付申請をした申請者は、その内容に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を書面により市長に届出なければならない。

(返還等)

第 7 条 市長は、偽りその他不正な手段により応援金の給付を受けた者があるときは、その者が既に受けた応援金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。